

新型コロナウイルス関連情報（BC州が陽性者に対する措置を変更（11月17日付））

11月17日、BC州疾病管理センター（BCCDC）は、新型コロナウイルス陽性者に対する措置の変更について、次のとおり発表しました。

- 11月17日以降、新型コロナウイルス陽性者は、自己隔離を行う必要はない。但し、有症状者は、症状が回復し、日常生活を送ることに支障がなくなるまで自宅待機を行うことが重要である。
- 有症状者は、他者（特に新型コロナウイルス感染症による重症化あるいは合併症のリスクの高い者）との密接な接触を避ける。
- 他者との密接な接触を避けられない場合は、屋内でのマスク着用や定期的な手洗いなど、他の感染予防策を講じる。

詳細については、下記のBC政府のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/if-you-have-covid-19>

<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/self-isolation>

（参考：これまでの措置）

- 1 陽性者が18歳以上でワクチンを2回以上接種している場合は、陽性判明日翌日から5日間の自己隔離。
- 2 陽性者が18歳以上でワクチン接種が2回未満の場合は、陽性判明日翌日から10日間の自己隔離。
- 3 陽性者が18歳未満の場合は、ワクチン接種の有無・回数に関係なく、陽性判明日翌日から5日間の自己隔離。

新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザや風邪等も流行しやすい時期に入っております。在留邦人の皆様におかれましては、発熱等の症状があるときは外出を控えるとともに、日頃から手洗いや手指消毒を励行し、必要に応じてマスクを効果的に使用するなど、これまで実践されてきた感染症対策を継続し、感染予防に努めてください。